

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
<p>(指定申請書の添付書類) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五〇九 (略)</p>	<p>(指定申請書の添付書類) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>(新設)</p> <p>四〇八 (略)</p>